

分野／取組	保健医療／感染症対策
当時の所属・役職	洲本健康福祉事務所長（H29.4～）
現在の所属・役職	洲本健康福祉事務所長
氏名	鷲見 宏

1 主に担当した業務

国内外の動向・科学的知見等に関する情報収集、全般・各事案の対応方針決定、所内体制確保、地方本部・本庁との調整、医師会・病院等との調整、管内各市・各医師会・消防等関係機関・団体等への即日・継続的な情報提供・意見交換、管内の感染状況を踏まえた住民へのメッセージを要所で作成し、各市・各団体を通じて周知、県本部会議への出席といった業務を主に担当していました。

2 印象的だったこと

流行の初期で感染ルートが限られていた段階では、「大阪で感染し島内に持ち込む」といったパターンが目立ちました。人の往来の量としては、神戸との往来の方が大阪との往来よりもずっと多いですが、疫学調査で判明した感染ルートは、大阪→淡路島のルートが多く、神戸→淡路島のパターンは少数でした。神戸でも、初期では、「大阪への通勤者が多い東灘区で患者が多く発生していた」と聞いており、大阪は西日本の中心で流行が広がりやすいことから、特に流行の初期には、兵庫県では大阪での発生動向に注意する必要があります。

また、疫学調査では、会食を通じた感染と考えられる事例が多々あり、普段と同じ感覚での会話をしながらの職場での食事、ほとんどの看護職員が感染・濃厚接触者となり施設におけるクラスター対応が危機的になった事案も経験しました。今回のコロナでの経験も踏まえ、「症状のある時は、食事会や飲み会に参加しない」ことを社会全体で認識共有できればと思います。

3 うまく対応できたこと・反省点

淡路島では医師会の地域への意識が高く、地域外来・検査センター（PCRセンター）もいち早く立ち上がり、受診可能医療機関も、人口当たりでは県下で最も多くの医療機関に対応いただき、島内では、「どこに受診したら良いか困る」といった状況にはなりにくく、寧ろ、明石海峡大橋を渡って島外の方が島内の医療機関を受診するケースが目立ちました。また、献身的に入院患者を受け入れ治療を

行っていただいた島内の各病院、特に、県立淡路医療センターと聖隷淡路病院には感謝申し上げます。

感染拡大後、夜間の健康福祉事務所の業務負担の軽減を保健所長会から本庁に申し入れしたところ、夜間健康福祉事務所支援センターの開設にすぐに動いていただき、負担軽減に繋がり、対応に感謝していますが、今回の経験を踏まえ、今後、新興感染症が発生し、保健所の業務負担が増加した際には、同様のセンターの開設も含め、保健所の業務負担軽減に繋がる対応については、先手先手で、より早期の対応ができるよう、相互に協力できればと思います。

4 今後の新たな感染症への対応に活かしてもらいたいこと

感染症患者の感染症指定医療機関等への勧告入院は、「まん延を防止するため必要があると認めるときに」行うものですが、コロナ対応では、既に感染が大きく拡大し、勧告入院による「まん延防止」が期待できない状況になっても、国の方針によって、長期間に亘り勧告入院が継続し、それに伴う疫学調査等の保健所への業務負担が大きいのしかかってしまい、本庁も可能な限り配慮いただきましたが、他の様々な負担も相まって、保健所職員が体調を崩し、早期退職にも繋がりました。今後は、本来の法の趣旨を踏まえて、感染が大きく拡大した際には、「まん延を防止するための入院」から「医療の必要に基づく入院」に時期を失することなく切り替える必要があります。

また、今回、「医療の必要に基づく入院」の段階になっても、実際に患者を診ていない保健所が入院調整をすることが多々ありましたが、本来は、実際に患者の状況をよく分かっている医療機関同士で入院調整を行う方式が医学的にも妥当です。コロナ対応では最終段階で取り入れられましたが、今後は、「医療の必要に基づく入院」に切り替わった段階で、実際に患者の状況をよく分かっている医療機関同士で入院調整し、それを、入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）等を活用して、行政がバックアップする必要があります。その際は、各地域での医療機関間の役割分担の整理、医療機関において各病院の入院受け入れ状況等の情報を確認できる体制の確保を基に、流行段階に応じた行政のバックアップと共に実施することが重要です。

保健所に業務負担が集中するのを防止するために、保健所は「保健所でなければできない業務」に集中し、外注できるものは外注する体制に、今後はより早期に組み替えると共に、保健所への職員派遣体制を迅速に立ち上げる必要があります。今回、コロナ対応では、県組織内外から多くの方に来ていただき、本当に有難く感謝しています。一方で、保健所の感染症担当課長等の管理監督職への負担

は外部からは見えにくい部分もあり、人員確保だけではなく、マネジメントする立場の職員のローテーションの活用等での休息の機会の確保も、本庁や人事当局も含め留意する必要があります。こういった対応には、保健所を含め、危機管理を担う部署には、平時から一定の余裕のある人員配置が必要です。また、保健所によっては、応援職員から「保健所職員が帰宅しているのに残業しなければならない」といった声も聞こえてきたようで、応援に来ていただいた職員の気持ちも理解できますが、今までずっと働き詰めだった保健所職員の束の間の休息にも理解いただけたらと思います。こういった行き違いが生じるのは、「保健所の業務が急増したため、業務を処理するために職員を派遣する」という趣旨で応援が行われていたことが背景にあり、今後は、「急増した業務処理と共に、保健所職員の休息の機会を確保する」ための応援派遣である、という整理を県組織として明確にし、応援職員を派遣いただく県内外の組織・機関と共有する必要があります。今回のコロナ対応では、保健所や保健医療部を始めとする県組織内の特定の部署が、通常期待できるレベルを超えるような負担を数年という非常に長期間に亘り負うこととなり、対応職員の心身の健康や生活に大きな影響を及ぼしました。